

公益財団法人 山岡トロイメライ音楽財団

# 定 款

# 公益財団法人 山岡トロイメライ音楽財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人山岡トロイメライ音楽財団と称し、英文名称を Yamaoka Träumerei Music Foundation とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽分野における若手音楽家の人材育成を通して、我が国の音楽文化の普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 音楽家を志す18歳以上28歳以下の方に対する金銭的な支援

(2) 音楽家を志す18歳以上28歳以下の方の育成及び支援のためのチャリティーコンサート等の開催

(3) その他音楽家を志す18歳以上28歳以下の方の活動に関する各種の支援

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次の通りとする。

現金 4億円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。原則として、これを処分し、又は担保に供することはできない。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事が作成し、その事業年度開始前にあらかじめ理事会における理事総数（現在

- 数)の3分の2以上の議決を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の承認を受けた書類については、評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
  - 4 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
  - 5 第1項に規定する書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、あらかじめ理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な新たな義務の負担、権利放棄及び重要な財産の処分又は譲受)

- 第11条 この法人が資金の借入、その他新たな義務の負担及び権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の承認を要する。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。なお、評議員はその地位

- にあることが適当と認められる者を公正に選任する。
- 2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名で構成する。
  - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
    - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
    - (2) 過去に前号に規定するものとなったことがないこと。
    - (3) 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。
  - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
  - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。
  - 10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号、相続税法施行令第33条第3項第1号に規定する特殊の関係がある者をいう。以下同じ。）の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

#### （任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員に対する報酬）

- 第15条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を日当として支給することができる。ただし、評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分先の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の過半数が出席し、評議員総数（現在数）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

4 評議員会の決議は、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は認められない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使った議決権の行使は、有効とする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日など法令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の開催日から10年間主たる事務所に備え置く。

(評議員会規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員等

(役員等)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。また5名以内の業務執行理事を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。また業務執行理事の中から専務理事を1名選定することができる。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 この法人の監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その

親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有してはならない。

- 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係のある者として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条に規定する者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第32条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

#### (報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。ただし、理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### (責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数(現在数)

の過半数の同意により、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、1万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

（構成）

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制の整備
    - (6) 役員のパ賠償責任の免除及び責任限定契約の締結
    - (7) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

（開催）

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び同第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2号又は同第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法をもって通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることな



く理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席の場合は、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができない理事を除く理事総数（現在数）の過半数が出席し、理事総数（現在数）の過半数をもって行う。ただし、公益目的事業以外の事業に関する重要な事項にかかる決議は、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

3 理事会の決議は、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は認められない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使った議決権の行使は、有効とする。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日など法令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

2 前項の但し書きの報告は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第62条において準用する同第15条第3項等法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した理事長及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(保有株式に関する株主権の行使)

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等として権利の行使をする場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数の決議により、変更することができる。

2 前項の規定は、第3条（目的）、第4条（事業）並びに第13条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- (4) 合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る）
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 裁判所による解散命令又は一般財団法人等の解散の訴えの規定による解散を命ずる裁判
- (7) 二期連続して純資産額がいずれも300万円未満となった場合  
(当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散)
- (8) 新設合併により設立する場合は、前号に規定する他、その成立日及びその成立の日の属する事業年度に係る貸借対照表上の純資産額いずれも300万円未満となった場合  
(当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人（持分の定めのないものに限る。）に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第50条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第52条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び評議員の異動に関する書類
- (3) 第23条に規定する評議員会の決議を省略した場合の同意書
- (4) 評議員会の議事録（又は電磁的記録）
- (5) 第41条に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書及び確認書
- (6) 理事会の議事録（又は電磁的記録）
- (7) 会計帳簿
- (8) 財産目録
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第11章 情報公開

(情報公開)

第53条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第54条 この法人の公告は、官報による。

## 第12章 その他

(剰余金の処分制限)

第55条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 剰余金の分配をする決議は無効とする。

(委任)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 附則

- 1 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。  
設立時評議員 山岡健人、雪野弘泰、大植英次、土居知子、和田幹男、小船井光太郎
- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。  
設立時理事 山岡つね子、今峯由香、河江優、本山秀毅、藤岡幸夫、安積敏政

設立時代表理事（理事長） 山岡つね子  
設立時監事 山口孝司、吉廣隆央

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第8条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。  
住所 東京都大田区田園調布三丁目17番5号  
設立者 山岡つね子
- 6 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める行政庁による公益認定を受けた日から施行する。